

# 郷和台建築協定運営委員会細則

## (目的)

第1条 この細則は、郷和台建築協定（以下「協定」という。）第8条に基づき、協定に定めるもののほか、協定運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要事項を定め、その運営を円滑にすることを目的とする。

## (招集)

第2条 委員会の招集は必要に応じ委員長が行う。

## (委員会の業務)

第3条 委員会は協定の運営に関する次の事項を処理する。

- (1) 協定第9条から第14条に係わる事項
- (2) そのほか協定の運営に関すること

## (議決)

第4条 委員会の議決は、役員を含め委員の三分の二以上が出席し、出席委員の過半数をもって決する。

2 可否同数の場合は委員長がこれを決する。

## (議事録の作成および保管)

第5条 委員会の議事については議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議題、議事の経過の要領およびその結果を記録する。

3 委員長は議事録を保管し、利害関係人の請求があったときは、これを閲覧させなければならない。

## (経費)

第6条 委員会にかかる諸経費は協定第3条の土地の所有者等（以下「土地の所有者等」という。）全員の負担とする。

2 前項の負担分は年間100円とし、委員の交代時期に新委員の任期にあわせて2年分を徴収するものとする。なお、別途必要ある場合は委員会の承認を得て臨時費用を徴収するものとする。

3 委員会は土地の所有者等に対し、原則として年1回会計報告を行うものとする。

4 前項の会計報告は適正な監査を受けたものでなければならない。

## (土地の所有者等の変更の届出)

第7条 協定第11条の規定による土地の所有者等の変更の届け出は、第1号様式により行うものとする。

## (建築計画の事前届出)

第8条 協定第12条の規定による建築物の建築についての届け出は、第2号様式により行うものとする。

# 土地の所有者等の変更届

平成 年 月 日

郷和台建築協定運営委員会  
委員長

あて

住所： \_\_\_\_\_

氏名： \_\_\_\_\_ 印

次のとおり、平成 年 月 日に土地の所有者等が変更になりましたので届け出ます。

- ・変更事項：土地の所有者・土地の借地権者（どちらかを○で囲んでください）

新規	氏名		電話	
	住所			
従前	氏名		電話	
	住所			

- ・土地の表示

地名地番：横浜市戸塚区 \_\_\_\_\_

(注)「土地の所有者等」とは、建築協定区域内の土地の所有者及び建築物の所有を目的とする地上権または賃借権を有する者です。

# 建築物の（新築・増築・改築）に関する事前届

平成 年 月 日

郷和台建築協定運営委員会

委員長

あて

次のとおり、（新築・増築・改築）いたしますので、郷和台建築協定第12条（建築計画の事前届出）の規定により届け出ます。

建築主	住所			
	氏名	印	電話	
代理人	住所			
	氏名	印	電話	
建築場所	横浜市戸塚区戸塚町			
添付図書	・ 建築協定チェックシート ・ 建築計画概要書の写 ・ 配置図、立面図  又は、建築協定第12条の規定を満たすことが分かる設計図書			

(注)

1. 原則として建築確認申請前に提出してください。
2. 不明な点がありましたら、郷和台建築協定運営委員会委員長（電話:045- - ）に問い合わせてください。
3. 添付図書は建築協定運営委員会の資料として保管し、一切公開いたしません。